

セルフヘルプ宝町作業所が消防設備点検作業を本格的にスタート！



【消防点検実技指導 クマヒラセキュリティの皆さんとセルフヘルプ宝町の岩佐所長】

昨年から県就労と㈱クマヒラセキュリティと進めていた、消防設備点検作業が、平成25年6月1日より本格的にスタートする。

セルフ宝町作業所の岩佐所長は利用者への新規事業を模索する中で、施設長自らが、率先して資格試験を受験し合格した。

広島市内のアパートを中心に施設長がリーダーとなり消防点検作業を実施する。県就労は、㈱クマヒラセキュリティと委託契約を結び、点検作業を作業所に斡旋する。担当取締役の小松部長は、「少しでも作業所の人達の工賃向上に役立てることができればと思ひ、今回の委託契約を締結した。今後は清掃作業もセットするなどの提案も考え総合的な支援をしたい。この事例は、全国で初めての取組になり、今後は、多くの作業所に参加していただき、拡大していきたい。」と、抱負を語ってくれた。

㈱クマヒラセキュリティと、消防設備点検業務委託契約を平成 25 年 5 月 9 日付で締結しましたのでご報告いたします。平成 25 年度の試験日程のご案内もさせていただきます。

この度 ㈱クマヒラセキュリティ様と県就労振興センターと業務委託契約を結びました。第 1 号としてセルフヘルプ宝町作業所が、消防点検作業を 6 月 1 日よりスタートしますのご報告いたします。

事業所におきましては新規事業の内容をお送りいたしますのでご検討の程よろしく願います。

① 作業内容 消火器の点検委託事業

消火器の点検作業は法律的に義務付けられております。これを法定点検といい 6 ヶ月に 1 回ビル管理会社及びビルオーナーは実施し消防署に点検終了後届けなければなりません。この作業は委託されたものが実施していくのが通例です。

② 作業内容:機能点検 外観のチェック 内液が入っているかの確認 点検シールの張替

③ 点検者の条件 (国家資格) 消防設備士点検資格者 6 類乙種の免許が必須

資格条件 特になし 毎年 2 回試験 広島県の 25 年度は 8 月 25 日 (日) (広島市)

8 月 25 日 (日) (福山市)

願書受付 電子申請: 6 月 29 日 (土) ~ 7 月 8 日 (月)

書面申請: 7 月 2 日 (火) ~ 7 月 11 日 (木)

試験時間 1 時間 45 分間 合格率 40.6% 昨年実績

④ 今回の委託ケースは、施設の指導員もしくは利用者が免許を取得する必要があります。

⑤ 当初広島市内の管理アパートを対象にして点検し 1 件あたりの委託手数料を受け取る仕組みです。その後福山地区に拡大する予定です

⑥ 試験についての問い合わせ

(財) 消防試験研究センター広島県支部

消防設備士試験案内 (消防設備士 6 類乙種) 消火器点検

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 8-23 林業ビル 4 階

TEL (082) 223-7474 FAX (082) 223-7472

書籍の問い合わせ 広島県消防設備協会 TEL (082) 243-2002